

# 介護保険負担限度額認定

介護保険制度では、申請により介護保険負担限度額認定証の交付を受けることで、居住費と食費が減額される場合があります。

●対象者 ①②③の要件のいずれかに該当し、④⑤の要件いずれにも該当する人

①生活保護を受給している（65歳以上）

②老齢福祉年金を受給している

③世帯全員が市民税非課税

④配偶者（世帯が異なる場合や事実婚も含む）が市民税非課税

⑤預貯金、信託、有価証券、現金

などの資産が単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下

※この要件に該当しない人でも、「介護保険負担限度額認定に係る特例減額措置」の対象となる場合があります。

## ●利用施設

◇介護老人福祉施設

◇介護老人保健施設

◇介護療養型医療施設

※シヨートステイを含む

## ●必要なもの

◇介護保険負担限度額認定申請書（申請先で配布）

◇本人と配偶者、申請者の印鑑

◇本人と配偶者の預貯金口座残高の写し（銀行名、支店名、口座番号、名義人と、申請日から2カ月以内に記帳された最終の残高が分かるもの）

◇投資信託や有価証券がある場合は、証券会社や銀行の口座残高の写し

◇負債がある場合は、借用証明書の写し

◇配偶者の平成29年度非課税証明書の写し（配偶者が1月1日に大野城市に住所がなかった場合のみ必要）

◇老齢福祉年金手帳（受給している人）

※すでに認定証の交付を受けている人には、6月上旬に更新案内と申請書を自宅に送っています。引き続き減額を受けるには8月31日（木）までに再度申請が必要です。

## ●申請と問い合わせ先

長寿支援課介護サービス担当

☎(580)1860

**7月31日(月)が納期限です**  
**固定資産税・都市計画税 第2期**  
**国民健康保険税 第2期**  
**介護保険料 第2期**  
**後期高齢者医療保険料 第1期**



## ●問い合わせ先

収納課収納担当

☎(580)1831

## 食費・居住費の利用者負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	要件	食費	居住費
第1段階	生活保護受給者	300円	0円
	市民税非課税世帯 老齢福祉年金を受給している人		
第2段階	合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の人	390円	370円
第3段階	合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超える人	650円	370円
第4段階	第1～第3段階以外の人（市民税課税世帯の人など）	負担限度額認定証の交付対象になりませんので、負担額は施設によって異なります。	

※居住費は多床室の額です。個室の場合は額が異なります。